

自立支援医療（育成医療）について

18 歳未満のお子さんで身体に障がいがあり、治療しないと将来において障がいが残ると認められる場合、確実な治療効果が期待できる医療を指定医療機関で受ける際に、自己負担上限額を超えた医療費を市が負担します。

■対象となる方

市内に住所（住民票）がある 18 歳未満のお子さんで、次の状態にある方。

- ①肢体不自由
- ②視覚障がい
- ③聴覚・平衡機能障がい
- ④言語・音声・そしゃく機能障がい
- ⑤心臓機能障がい
- ⑥腎臓機能障がい
- ⑦小腸機能障がい
- ⑧肝臓機能障がい
- ⑨その他内臓障がい
- ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい



■申請について

申請には下記の書類が必要となります。書類が整いましたら、ニコニコこども館で申請の手続きをしてください。

- ①自立支援医療（育成医療）給付申請書
- ②自立支援医療（育成医療）意見書（主治医が記入します。）
- ③お子さんと同じ医療保険に加入する世帯全員の加入資格が確認できるもの
- ④申請者の個人番号（マイナンバー）を証明できるもの
 - ・個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票の写し等
- ⑤申請者の本人確認書類
 - ・運転免許証やパスポート等、官公署発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、2点確認させていただきます。（例）健康保険証＋年金手帳 等



■申請後の流れ

申請後、専門の医師による審査を行います。認定の可否を決定し、結果を通知するとともに、認定者へ自立支援医療（育成医療）受給者証を送付します。

■自己負担上限額について

自立支援医療（育成医療）の給付を受けると、医療費の自己負担金が原則一割となります。ただし、申請者の所得に応じて下記の負担上限月額を設けています。

区分	対象となる世帯（同じ医療保険に加入している世帯）	負担上限額
1	生活保護世帯	負担なし（0円）
2	市町村民税非課税世帯で年収82万6,500円以下	2,500円
3	市町村民税非課税世帯で区分2に該当しない方	5,000円
4	市町村民税課税で市町村民税（所得割）3万3千円未満	5,000円
5	市町村民税課税で市町村民税（所得割）23万5千円未満	10,000円
6	市町村民税課税で市町村民税（所得割）23万5千円以上	原則対象外 （医療保険の自己負担）

※市町村民税（所得割）23万5千円以上の場合は原則対象外ですので、ご注意ください

※区分6に該当し、重度かつ継続（下記参照）の対象となる方は、20,000円の上限額が設定されます。

※階層区分Ⅱ、Ⅲの「年収」とは、支給認定保護者（申請者）の①地方税法上の合計所得金額、②公的年金、③特別児童扶養手当等の手当の合計額を指します。

「重度かつ継続」とは…

○疾病等からの対象となる場合

腎臓機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

○疾病等に関わらず高額な医療費負担が継続することから対象となる場合

医療保険の高額療養費を12か月以内に3回以上利用する方

■支給認定の有効期間について

有効期間は、自立支援医療（育成医療）意見書に記載された、医師が定める治療見込み期間です。疾病により有効期間の上限が異なり、90日以内または365日以内となります。

《お問合せ・申請窓口》

郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館3階）

郡山市 こども家庭課 母子保健係

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

TEL 024-924-3691

